

四半期報告書

(第26期第2四半期)

自 平成21年7月1日
至 平成21年9月30日

株式会社 WOWOW

目 次

	頁
表 紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	3
3 関係会社の状況	3
4 従業員の状況	3
第2 事業の状況	4
1 生産、受注及び販売の状況	4
2 事業等のリスク	6
3 経営上の重要な契約等	6
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	7
第3 設備の状況	15
第4 提出会社の状況	16
1 株式等の状況	16
(1) 株式の総数等	16
(2) 新株予約権等の状況	16
(3) ライツプランの内容	16
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	16
(5) 大株主の状況	17
(6) 議決権の状況	18
2 株価の推移	18
3 役員の状況	18
第5 経理の状況	19
1 四半期連結財務諸表	20
(1) 四半期連結貸借対照表	20
(2) 四半期連結損益計算書	22
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	24
2 その他	30
第二部 提出会社の保証会社等の情報	31

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月13日
【四半期会計期間】	第26期第2四半期（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）
【会社名】	株式会社WOWOW
【英訳名】	WOWOW INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 和崎 信哉
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂五丁目2番20号
【電話番号】	03(4330)8097
【事務連絡者氏名】	I R 経理局長 大熊 和彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂五丁目2番20号
【電話番号】	03(4330)8097
【事務連絡者氏名】	I R 経理局長 大熊 和彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第25期 第2四半期連結 累計期間	第26期 第2四半期連結 累計期間	第25期 第2四半期連結 会計期間	第26期 第2四半期連結 会計期間	第25期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日	自平成20年 7月1日 至平成20年 9月30日	自平成21年 7月1日 至平成21年 9月30日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高（百万円）	33,361	32,589	16,905	16,371	66,924
経常利益（百万円）	2,246	4,528	2,487	1,713	4,347
四半期（当期）純利益（百万円）	1,215	3,208	1,655	956	3,051
純資産額（百万円）	—	—	17,773	22,085	19,363
総資産額（百万円）	—	—	39,918	43,134	39,632
1株当たり純資産額（円）	—	—	122,230.71	152,031.47	133,087.45
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	8,425.46	22,247.08	11,481.25	6,628.76	21,159.71
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（％）	—	—	44.2	50.8	48.4
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△758	2,308	—	—	2,951
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△1,660	△933	—	—	△3,749
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	667	△1,399	—	—	△151
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	—	—	5,551	6,273	6,363
従業員数（人）	—	—	375	379	367

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 従業員数は、就業人員数を表示しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業に内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	379（879）
---------	----------

(注) 1. 従業員数は、就業人員であります。

2. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の当第2四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	266
---------	-----

(注) 従業員数は、就業人員であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当第2四半期連結会計期間における売上高実績を収入区分別に示すと、次のとおりであります。

区分	売上高（百万円）	前年同期比（％）
有料放送収入	15,080	99.2
その他収入	1,290	76.0
合計	16,371	96.8

（注）1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 販売の相手先は一般視聴者であり、主な相手先別に記載するべきものではありません。

3. その他収入には広告放送収入36百万円を含んでおります。

加入件数の状況、加入方法及び有料放送の料金体系

(1) 加入件数の状況

	当第2四半期連結会計期間（千件）	前第2四半期連結会計期間（千件）
新規加入件数	169	168
解約件数	179	150
正味加入件数	△10	18
累計加入件数	2,457	2,484

(2) 加入方法

① デジタル機器（直接受信）による視聴の場合

加入申込は、カスタマーセンターでの電話による受付及びインターネット等を通じて顧客と当社が直接契約する形態と特約店業務委託契約をしている電気店等を通じて行う形態があります。

② ケーブルテレビ局経由による視聴の場合

加入申込は、当社が契約しているケーブルテレビ局を通じて行っております。

③ スカパー経由による視聴の場合

加入申込は、(株)スカパーフェクト・コミュニケーションズを通じて行っております。

(3) 有料放送の料金体系
料金体系表

区分	視聴料	備考
I アナログ ①衛星アナログ有料放送サービス	月額視聴料 2,000円 支払方法 毎月払い 2,000円 3ヶ月前払い 6,000円 6ヶ月分 " 11,400円 1年前払い 22,000円	
②衛星アナログ有料放送サービスに更に衛星デジタル有料放送サービスを追加して有料放送契約を締結する場合の衛星アナログ有料放送サービス	月額視聴料 (毎月払い) 1,200円	ただし、同一世帯による同一口座から視聴料の引落しを受ける衛星デジタル有料放送サービス契約につき1契約とする。この場合、有料放送契約の成立する日の属する月の翌月及び翌々月の当該衛星アナログ有料放送サービスの有料放送料金は請求しない。当該衛星デジタル有料放送サービスまたは衛星アナログ有料放送サービスの有料放送契約を解除し、再度加入申込みを行い、その有料放送契約が成立した場合は、当該月の有料放送料金を請求する。
II デジタル ①衛星デジタル有料放送サービス	月額視聴料 (毎月払い) 2,300円	ただし、ビーキャッシュカード1枚（ビーキャッシュカードに付与されているID番号）につき1回限り、当該衛星デジタル有料放送サービスの有料放送契約が成立する日の属する月の翌月の月額視聴料は900円とする。 また、衛星アナログ有料放送サービスから移行する場合、当該衛星デジタル有料放送サービスの有料放送契約が成立する日の属する月の翌月及び翌々月の有料放送料金は請求しない。
②衛星アナログ有料放送サービスに更に衛星デジタル有料放送サービスを追加して有料放送契約を締結する場合の衛星デジタル有料放送サービス	月額視聴料 (毎月払い) 2,000円	ただし、同一世帯による同一口座から視聴料の引落しを受ける衛星アナログ有料放送サービス1契約につき新たな衛星デジタル有料放送サービス1契約とし、当該衛星デジタル有料放送サービスの有料放送契約が成立する日の属する月の翌月及び翌々月の月額視聴料とする。当該衛星デジタル有料放送サービスまたは衛星アナログ有料放送サービスの有料放送契約を解除し、再度加入申込みを行い、その有料放送契約が成立した場合は、当該月の有料放送料金を請求する。
③衛星デジタル有料放送サービスに更に衛星デジタル有料放送サービスを追加して有料放送契約を締結する場合の衛星デジタル有料放送サービス	月額視聴料 (毎月払い) 900円	ただし、同一世帯による同一口座から視聴料の引落しを受ける衛星デジタル有料放送サービス契約につき新たな衛星デジタル有料放送サービス1契約とする。

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間におけるわが国経済は、景気底入れの兆しが見られ始めたものの、個人消費は依然低迷しているほか、失業率も高い状態にあり、今後の先行きに関しては予断を許さない状況となっております。放送業界におきましては、広告市況は昨年秋以降の景気後退により企業業績が悪化する中で、依然として低迷が続いております。

このような環境下、当第2四半期連結会計期間における収支の状況は、テレマーケティング関連における受注の減少等に伴うその他収入の減少等により、売上高は163億71百万円と前年同期に比べ5億34百万円(3.2%)の減収となり、また、営業利益は、17億8百万円と前年同期に比べ5億28百万円(23.6%)の減益、経常利益は、17億13百万円と前年同期に比べ7億73百万円(31.1%)の減益となりました。四半期純利益は、法人税等6億92百万円等計上により、9億56百万円と前年同期に比べ6億99百万円(42.3%)の減益となりました

各部門の営業状況は次の通りであります。

(i) 有料放送

当第2四半期連結会計期間は、2011年の放送の完全デジタル化以降もNo.1プレミアム・ペイチャンネルの地位を確固たるものにするため、話題性がある質の高い番組を放送し、オリジナルコンテンツの強化を行いました。

スポーツでは、中村俊輔選手の参戦が話題を呼んだ「スペインサッカーリーグ・エスパニョーラ 09-10シーズン」がスタートしたほか、「ウィンブルドンテニス」、「全米オープンテニス」を放送しました。映画では、全4作独占放送!「インディ・ジョーンズ」デーと題し、インディ・ジョーンズシリーズなどを放送したほか、第81回アカデミー賞 外国語映画賞受賞作品「おくりびと」などをお届けし、好評を得ました。

オリジナルドラマ製作プロジェクト「ドラマW」では、連続ドラマW「ママは昔パパだった」のほか、ドラマWの最新作「人間動物園」「都市伝説セピア」「誘拐」「結党!老人党」を4週連続で放送しました。ドキュメンタリー番組では、ヒューマンドキュメンタリーシリーズ「クエスター探求者たち」や「マイケル・ジャクソン キング・オブ・ポップの伝説」、「銘酒誕生物語 石垣島 泡盛のふるさとを訪ねて」などをお届けしました。

営業施策としては、8月よりデジタルWOWOWの新規加入の方を対象に初回視聴料を945円とする「スタート割」を制度化、同時にアナログのお客様がデジタルに移行した場合に2ヶ月間無料でWOWOWをご覧いただけるようにデジタル移行特典を変更しました。また、7月4日には「無料放送の日」を有力コンテンツと連動して展開し、新規加入獲得に大きな成果を得ました。

その結果、当第2四半期連結会計期間の新規加入件数は、169,137件(前年同期比0.4%増、内BSデジタル140,284件)、解約件数は179,677件(同19.8%増、内BSデジタル131,513件)となり、新規加入件数から解約件数を差し引きました正味加入件数は10,540件の減少(前年同期に比べ29,028件の減少)となりました。BSアナログ契約からBSデジタル契約への移行は、35,800件(前年同期比12.5%増)となり、当第2四半期連結会計期間末の累計正味加入件数は2,457,986件(同1.1%減、内BSデジタル1,837,879件)となりました。

(ii) その他

映画製作では、劇場用映画レーベル「WOWOW FILMS」の最新作、「武士道シックスティーン」、「パレード」が平成22(2010)年の公開に向け、準備に入っております。WOWOW FILMS製作参加作品では、「キラ・ヴァージンロード」を公開しました。

テレマーケティング関連では、テレマーケティング業務受託、各種コンタクトセンター受託運営を行っている連結子会社の株式会社WOWOWコミュニケーションズが業務の見直しによる効率化を進めるとともに、人材の育成、サービス・品質の維持向上を行っております。しかしながら、景気後退の影響により、請負業務の受注が想定より減少しております。

(2) 財政状態及びキャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における総資産は、431億34百万円となり、前連結会計年度末に比べ35億1百万円の増加となりました。主な要因は、流動資産で、番組勘定等が増加したことによるものであります。

負債は、210億48百万円となり、前連結会計年度末に比べ7億79百万円の増加となりました。主な要因は、短期借入金及び前受収益等は減少しましたが、買掛金が大幅増加したことによるものであります。

純資産は、220億85百万円となり、前連結会計年度末に比べ27億22百万円の増加となりました。主な要因は、四半期純利益の計上等によるものであります。

以上の結果、自己資本比率は、前連結会計年度末に比べ2.4ポイント上昇し、50.8%となりました。

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、第1四半期連結会計期間末と比べ5億61百万円増加し、62億73百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結会計期間における営業活動の結果得られた資金は9億56百万円（前年同期は2億5百万円の獲得）となりました。主なプラス要因は、税金等調整前四半期純利益16億56百万円の計上及び仕入債務の増加額47億15百万円等であり、主なマイナス要因は、売上債権の増加額5億81百万円及びたな卸資産の増加額47億71百万円等であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結会計期間における投資活動の結果使用した資金は2億74百万円（前年同期は8億20百万円の使用）となりました。主な要因は、有形固定資産の取得による支出1億67百万円及び無形固定資産取得による支出86百万円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結会計期間における財務活動の結果使用した資金は74百万円（前年同期は6億94百万円の獲得）となりました。主な要因は、割賦代金の支払による支出31百万円及びファイナンス・リース債務の返済による支出31百万円等によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 株式会社の支配に関する基本方針について

(I) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させることを真摯に目指す者である必要があると考えております。

当社は、1991年4月に日本初の民間有料衛星放送局として営業放送を開始して以来、放送衛星による有料放送事業を中核に据え、有限希少な電波を預かる放送事業者としての公共的使命を尊重し、「衛星放送を通じ人々の幸福と豊かな文化の創造に貢献する」との企業理念の下、有料放送事業及び映像コンテンツ業界において、その存在感を増して地位を揺るぎないものとするを戦略の柱に据え、上質なコンテンツ及び各種サービスを視聴者の皆さまに提供することによって顧客満足度を高めるとともに、株主の皆さま、視聴者の皆さま、従業員、取引先等当社を支えるステークホルダーとの間に強固な信頼関係を築くことに努めてまいりました。当社の企業価値の源泉は、顧客満足度の向上に資する上質なコンテンツ及び各種サービスを提供するために永年蓄積してきた、番組制作・編成ノウハウ、営業ノウハウ、顧客管理知識等、並びに、ステークホルダーとの強固な信頼関係にあるものと考えております。

したがって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、かかる当社の企業価値を生み出す源泉を育て、強化していくことにより、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益の確保・向上を真摯に目指す者でなければならないと考えます。

もともと、当社は上場会社であるため、当社株券等(下記(Ⅲ)1.(1)で定義されます。以下同じです。)は株主の皆さま及び投資家の皆さまによる自由な取引が認められております。したがって、当社株券等の大規模買付行為(下記(Ⅲ)1.(1)で定義されます。以下同じです。)がなされた場合においても、これが当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではなく、誰が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者になるかは、最終的には株主の皆さまのご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、昨今のわが国の資本市場においては、株主の皆さま及び投資家の皆さまに対する必要十分な情報や熟慮のための機会が与えられることなく、あるいは対象会社の取締役会が意見表明を行い、代替案を提案する等のための情報や時間を提供せず、突如として、株券等の大規模買付行為を強行する等といった動きが顕在化しつつあります。このような大規模買付行為の中には、真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益を毀損する買付行為もあり得るものと考えられます。

かかる当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益を毀損するおそれがある大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(II) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

1. 企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に向けた取組み

当社グループを取巻く環境は、2011年のテレビ放送の完全デジタル化を控えたテレビ受信機及び映像コンテンツ制作のデジタル化等の進展、並びに、光ファイバーの普及及びIP等に関する技術の発展により、大きな変化を起こしつつあります。

また、これまでの放送事業者が用いてきた電波以外にも、ブロードバンドでの映像配信等、映像コンテンツを市場に送る方法が本格的に多様化しており、これらの状況に対応すべく通信・放送に関する総合的法体系の見直しも進んでおります。

当社は、こうした環境の変化に積極的に対応していくため、テレビ放送の完全デジタル化という大きな節目となる2011年までをそれ以降の大きな飛躍のための戦略期間と判断し、「2009～2011年度中期経営計画」(以下「本中期経営計画」といいます。)を策定するとともに、「2006～2008年度中期経営戦略」の最後の年度である2008年度については、本中期経営計画と基本方針を同一にし連続性を持った事業計画として、「2008年度事業計画」(「本中期経営計画」とあわせて、以下「両計画」といいます。)を新たに策定し直し、両計画を2008年1月30日に発表いたしました。

当社は、テレビ放送の完全デジタル化に伴って起こる環境変化を放送市場、特に有料放送市場の成長の大きなチャンスと捉えた上で、両計画の内容として、市場とともに成長し、さらに有料放送のリーディングカンパニーとして市場の成長を牽引していくための諸施策を決定し、実施しています。なお、両計画の詳細については、当社ホームページ(http://www.wowow.co.jp/co_info/ir)をご参照下さい。

当社は、放送事業者として公共的使命を担っていることを十分に意識しつつ、以上の両計画に基づく諸施策を通じて、株主の皆さま、視聴者の皆さま、従業員、取引先等当社を支える全てのステークホルダーとの信頼関係を積極的に構築し、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益の確保・向上を目指してまいります。

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、放送事業者としての公共的使命を尊重する観点から、「企業理念」及び「行動指針」に示すように「人々の幸福と豊かな文化の創造に貢献することを通じて、社会的責任を自覚し、公正かつ適切な経営を実現し、社会から信用を得て、尊敬される会社として発展していくことを目指す」ことを経営の基本姿勢として事業の拡大、企業価値の向上に取り組んでおります。そして、コーポレート・ガバナンスを充実させることは、公正かつ適切な経営を実現することに資するものであり、また、当社と株主の皆さま、視聴者の皆さま、従業員、取引先等当社を支えるステークホルダーとの間の信頼関係を構築し、社会から信用を得て、尊敬される会社となるために不可欠のものでありますので、当社の企業価値の向上に資するものと考えています。

そこで、当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題の一つと位置付けており、取締役会、監査役会を始めとする各機関の適切な機能を確保し、経営監視体制を一層強化することによってコーポレート・ガバナンスの充実を図ることが、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

(Ⅲ) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益を確保・向上させることを目的として、2008年5月15日開催の当社取締役会において、当社株券等の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)を導入することを決定し、また、同年6月24日開催の第24回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)において、買収防衛策に関する定款変更議案とともに本プランについて株主の皆さまのご賛同を得て承認可決いただいております。

本プランは、大規模買付行為の提案を検討するために必要十分な情報と相当な時間を確保し、最終判断を行う当社株主の皆さまが、大規模買付行為の提案の内容を十分に理解し、適切な判断が行えるようにし、もって企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益を損なうおそれのある大規模買付行為を行う者により当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入されたものです。

本プランの概要は、以下のとおりです。なお、本プランの詳細については、当社ホームページ(http://www.wowow.co.jp/co_info/ir)をご参照下さい。

1. 本プランの概要

(1) 大規模買付ルールの設定

本プランにおいては、次の①若しくは②に該当する行為又はこれらに類似する行為(このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。)がなされ、又はなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置が発動されることがあります。なお、大規模買付行為には、当社取締役会が事前に賛同の意思を表明したものは含まれないものとします。但し、当社取締役会が事前に賛同の意思を表明したものであっても、(i)当社取締役会による賛同の前提となった事実に変動が生じ、又は(ii)当該事実が真実でないことが当社取締役会により認識された結果、当社取締役会が当該賛同表明を撤回した場合には、(i)の場合には当該賛同表明の撤回の時点から、(ii)の場合には当該賛同表明の対象となった行為の当初の時点から、当該行為について、大規模買付行為とみなして、本プランが適用されるものとします。

① 当社が発行者である株券等(注1)について、保有者(注2)及びその共同保有者(注3)の株券等保有割合(注4)の合計が20%以上となる買付け

② 当社が発行者である株券等(注5)について、公開買付け(注6)に係る株券等の株券等所有割合(注7)及びその特別関係者(注8)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(a) 意向表明書の提出

大規模買付者には、まず、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役社長宛に、大規模買付者及び大規模買付行為の概要、本プランを遵守する旨の誓約その他の所定の事項を記載した意向表明書を提出していただきます。

当社は、意向表明書を受領した旨及び当社株主の皆さまのご判断のために必要と認められる事項を適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により公表します。

(b) 必要情報の提出

当社取締役会は、大規模買付者に対して、意向表明書を受領した日から5営業日(注9)(初日不算入)以内に、当社取締役会が当社株主の皆さまのご判断及び当社取締役会としての意見形成等のために必要な情報として大規模買付者に提出を求める情報(以下「必要情報」といいます。)を記載したリスト(以下「必要情報リスト」といいます。)を交付します。大規模買付者には、必要情報リストの各事項に対応する必要情報を日本語で記載した書面を当社代表取締役社長宛に提出していただきます。

当社取締役会は、大規模買付者から提出していただいた情報を精査し、弁護士、公認会計士、投資銀行等の外部専門家(以下「外部専門家」といいます。)の意見も参考にし、提出していただいた情報のみでは必要情報

として不足していると判断した場合には、原則として、大規模買付者に対して、必要情報が揃うまで追加の情報を提出するよう要請します。

なお、当社は、大規模買付者から提出を受けた情報のうち、当社株主の皆さまのご判断のために必要と認められる事項を適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により公表します。

また、当社取締役会は、大規模買付者による必要情報の提出が完了したと判断した場合には、その旨を大規模買付者に対して通知(以下「情報提出完了通知」といいます。)するとともに、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により公表します。

(c) 取締役会検討期間の設定等

当社取締役会が情報提出完了通知を行った後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、原則として、最大60日間又は最大90日間(いずれの場合も初日不算入)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「取締役会検討期間」といいます。)とします。但し、当社取締役会が取締役会検討期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、必要な範囲内で取締役会検討期間を最大30日間(初日不算入)延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会検討期間の延長を決議した場合には、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により公表します。

当社取締役会は、取締役会検討期間内において、大規模買付者から提出された必要情報に基づき、適宜外部専門家の助言を得ながら、当該大規模買付者、当該大規模買付行為の具体的内容、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益に与える影響等を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により公表します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆さまに代替案を提示することもあります。

大規模買付者は、取締役会検討期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

(2) 大規模買付行為への対応方針

(a) 対抗措置発動の条件

(i) 大規模買付者が本プランに従わずに大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が本プランに従わずに大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、必要かつ相当な対抗措置を発動することができるものとします。なお、かかる場合であっても、当社取締役会が大規模買付行為の内容、大規模買付者から提供された情報の内容、時間的余裕等の諸般の事情を考慮の上、株主の皆さまの意思を確認することが実務上可能であり、かつ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らして適切であると判断した場合等には、株主総会を開催することができるものとします。当社取締役会は、株主総会が開催された場合には、対抗措置の発動について当該株主総会の決議に従うものとします。

(ii) 大規模買付者が本プランに従って大規模買付行為を行う場合

① 原則的な取扱い

大規模買付者が本プランに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であるときでも、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆さまへの説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。

② 当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合の取扱い

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益を著しく損なうものであると認められた場合には、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆さまに行っていただくために、株主総会を開催します。具体的には、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株券等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の取得を行っている場合(いわゆるグリーンメイラー)ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にある場合、大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け等に代表される、構造上株主の皆さまの判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆さまに当社株券等の売却を強要するおそれがある場合等の所定の類型に該当すると判断される場合又は該当すると客観的かつ合理的に疑われる事情が存する場合には、原則として、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものと考えます。

また、当社取締役会は、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益を著しく損なうものであるとは認めるに至らない場合であっても、大規模買付行為の内容、大規模買付者から提供された情報の内容等の諸般の事情を考慮の上、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益

を著しく損なうおそれがあると認められる場合であって、かつ、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らし、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆さまに行っていただくことが当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益の確保・向上のために適切であると判断する場合には、株主総会を開催することができるものとします。

当社取締役会は、株主総会が開催された場合には、対抗措置の発動について当該株主総会の決議に従うものとします。

当社取締役会は、取締役会検討期間終了後60日以内に株主総会を開催し、大規模買付行為への対抗措置の発動についての承認に関する議案を上程するものとしますが、事務手続上の理由から60日以内に開催できない場合には、事務手続上可能な最も早い日において開催するものとします。

大規模買付者は、当社取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には、当該株主総会において対抗措置の発動が否決されるまで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

(b) 対抗措置の内容

当社が本プランに基づき発動する対抗措置は、原則として、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てとします。但し、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切であると判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

当社が大規模買付行為に対する具体的な対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行う場合には、株主の皆さまに対し、その保有する普通株式1株につき1個の割合で本新株予約権を無償で割り当てます。そして、本新株予約権については、当社株券等の大量保有者等は非適格者として行使することができない旨の差別的行使条件を定めるものとしております。また、本新株予約権には、一定の事由が生じたことを条件として、当社が、当社普通株式を取得の対価として、非適格者以外の者が保有する本新株予約権を取得することができる旨の条項(取得条項)を付する場合があります。

(3) 本プランの導入手続等

(a) 発動した対抗措置の中止又は撤回

当社株主総会又は取締役会が上記(2)に記載の手続に従って対抗措置の発動を決議し、当社取締役会が対抗措置を発動した場合であっても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合、又は、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、適宜外部専門家の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止又は撤回を検討するものとします。

当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、当社取締役会の決議により、発動した対抗措置を中止又は撤回し、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により公表します。

但し、対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、本新株予約権の無償割当ての基準日(以下「割当基準日」といいます。)に係る権利落ち日(割当基準日の3営業日前の日を意味します。以下「本権利落ち日」といいます。)の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止する場合がありますが、本新株予約権の無償割当てが実施され、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを信託して、本権利落ち日より前に当社の株式の売買を行われた投資家の皆さまが株価の変動により損害を被らないよう、本権利落ち日の前営業日以降においては、本新株予約権の無償割当ては中止しないものとします。なお、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては、当社は、本新株予約権を無償にて取得する場合があります。

(b) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終了後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランを廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、又は、②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止又は変更されるものとします。

また、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益の確保・向上に必要である場合には、基本方針に反しない範囲で本プランを変更することがあります。

加えて、法令の新設又は改廃により、本プランの内容、本プランに定める条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、当社株主の皆さまに不利益を与えない場合に限り、当社取締役会の決議により適切な内容に修正し、又は変更することができるものとします。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実その他の事項について、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従い、適切な時期及び方法により公表します。

2. 株主の皆さま及び投資家の皆さまへの影響

(1) 本プランの導入時に株主の皆さま及び投資家の皆さまに与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主の皆さま及び投資家の皆さまの権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆さま及び投資家の皆さまに与える影響

当社株主総会又は取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てに係る決議を行った場合には、当社株主総会又は取締役会が設定する割当基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆さまに対し、その保有する当社普通株式1株につき1個の割合で本新株予約権が無償割当ての方法により割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆さまが保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主の皆さまの有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社株主総会又は取締役会が、本新株予約権の無償割当てに係る決議をした場合であっても、当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は撤回を決定した場合には、株主の皆さまが保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆さまは、株価の変動により損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主の皆さま及び投資家の皆さまに与える影響

本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主の皆さま及び投資家の皆さまの有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

もともと、株主の皆さまが権利行使期間内に、所定の行使価額相当の金額の払込その他本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆さまによる本新株予約権の行使により、法的権利等に希釈化が生じる場合があります。

また、大規模買付者に当たらない外国人等に該当する株主の皆さまに対し、本新株予約権と引換えに新たな新株予約権その他の財産の交付がなされた場合には、原則として、当該株主の皆さまの有する経済的価値の希釈化は生じませんが、かかる財産の交付がなされる限りにおいて、当該株主の皆さまの議決権比率には影響が生じる可能性があります。

なお、当社は、上記1.(3)(a)のとおり、当社株主総会又は取締役会が本新株予約権の無償割当てに係る決議をした場合であっても、大規模買付者が大規模買付を撤回した等の理由により、本権利落ち日の前々営業日までに本新株予約権の無償割当てを中止することがありますが、本権利落ち日の前営業日以降は、本新株予約権の無償割当てを中止することはありません。但し、本新株予約権の効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までに、当社が本新株予約権の無償取得を行うことがあります。この場合には、株主の皆さまが保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆さまは、株価の変動により損害を被る可能性があります。

(注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

なお、本プランにおいて引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項及び用語は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項及び用語を実質的に継承する法令等の各条項及び用語に読み替えられるものとします。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者を意味し、同条第3項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じです。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者を意味し、同条第6項の規定に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じです。

(注4) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味します。以下同じです。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下②において同じです。

(注6) 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。以下同じです。

(注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味します。以下同じです。

(注8) 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者を意味します。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じです。

(注9) 行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日を意味します。以下同じです。

(IV) 上記(Ⅱ)の取組みについての当社取締役会の判断

上記(Ⅱ)の取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益を確保・向上させることを目的とするものです。かかる取組みを通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益を確保・向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模買付行為は困難になるものと考えられますので、上記(Ⅱ)の取組みは、上記(Ⅰ)の基本方針に資するものであると考えております。

したがって、上記(Ⅱ)の取組みは、上記(Ⅰ)の基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(V) 上記(Ⅲ)の取組みについての当社取締役会の判断

上記(Ⅲ)の取組みは、大規模買付行為の提案を検討するために必要十分な情報と相当な時間を確保し、最終判断を行う当社株主の皆さまが、大規模買付行為の提案の内容を十分に理解し、適切な判断が行えるようにするためのものであり、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益を確保・向上させることを目的とするものです。上記(Ⅲ)の取組みは、そのような情報と時間の確保の要請に応じない大規模買付者、及び、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行う大規模買付者に対して、必要かつ相当な対抗措置を発動することができるものとしています。したがって、上記(Ⅲ)の取組みは、このような大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、かかる取組みは、上記(Ⅰ)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みです。また、上記(Ⅲ)の取組みにおいては、その導入に際して株主の皆さまの意思を確認する手続を採用し、合理的かつ客観的な対抗措置発動の要件の設定等により当社取締役会の恣意的な判断を排除する等、上記(Ⅲ)の取組みの合理性及び公正性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

したがって、上記(Ⅲ)の取組みは、上記(Ⅰ)の基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主の皆さまの共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	570,000
計	570,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数（株） （平成21年9月30日）	提出日現在 発行数（株） （平成21年11月13日）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	144,222	144,222	東京証券取引所 （東証マザーズ）	当社は単元株制度は採用して おりません。
計	144,222	144,222	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 （株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金増 減額 （百万円）	資本準備金残 高（百万円）
平成21年7月1日～ 平成21年9月30日	—	144,222	—	5,000	—	2,601

(5) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社フジ・メディア・ホールディングス	東京都港区台場2-4-8	14,422	9.99
株式会社東京放送ホールディングス	東京都港区赤坂5-3-6	13,977	9.69
日本テレビ放送網株式会社	東京都港区東新橋1-6-1	13,082	9.07
パナソニック株式会社	大阪府門真市大字門真1006	11,004	7.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・株式会社電通口)	東京都港区浜松町2-11-3	7,004	4.85
株式会社東芝	東京都港区芝浦1-1-1	7,000	4.85
新井 隆二	東京都練馬区	5,269	3.65
株式会社日立製作所 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1-6-6 日本生命 丸の内ビル (東京都中央区晴海1-8-12 晴海アイラ ンドトリトンスクエアオフィスタワーZ 棟)	5,260	3.64
日興シティ信託銀行株式会社(投 信口)	東京都品川区東品川2-3-14	3,724	2.58
エヌ・ティ・ティ・コミュニケー ションズ株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-6	2,901	2.01
計	—	83,643	57.99

(注) 日興シティ信託銀行株式会社(投信口)の所有株式数は、全て投資信託業務に係るものであります。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 144,222	144,222	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	144,222	—	—
総株主の議決権	—	144,222	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が4株含まれております。
また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数4個が含まれております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	135,100	134,500	166,600	216,000	240,000	220,000
最低(円)	115,800	119,000	131,000	160,000	204,000	196,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、また、当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,273	6,363
売掛金	2,873	2,603
番組勘定	13,613	10,311
貯蔵品	62	71
その他	1,432	1,086
貸倒引当金	△80	△82
流動資産合計	24,175	20,353
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1,786	1,871
機械及び装置（純額）	2,200	2,419
その他（純額）	734	816
有形固定資産合計	※1 4,722	※1 5,106
無形固定資産		
借地権	5,011	5,011
のれん	74	84
その他	2,113	2,256
無形固定資産合計	7,198	7,352
投資その他の資産		
投資有価証券	5,712	5,436
その他	1,413	2,118
貸倒引当金	△88	△735
投資その他の資産合計	7,038	6,820
固定資産合計	18,959	19,279
資産合計	43,134	39,632

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	11,726	8,498
短期借入金	※3 —	※3 810
未払法人税等	1,211	1,306
前受収益	2,760	3,472
賞与引当金	61	119
その他	3,922	4,703
流動負債合計	19,681	18,910
固定負債		
退職給付引当金	1,021	993
その他	345	366
固定負債合計	1,367	1,359
負債合計	21,048	20,269
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,000	5,000
資本剰余金	2,738	2,738
利益剰余金	14,592	11,816
株主資本合計	22,330	19,554
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	57	△140
繰延ヘッジ損益	△462	△220
評価・換算差額等合計	△404	△360
少数株主持分	159	168
純資産合計	22,085	19,363
負債純資産合計	43,134	39,632

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
売上高	33,361	32,589
売上原価	18,908	15,881
売上総利益	14,453	16,707
販売費及び一般管理費	※1 12,449	※1 12,208
営業利益	2,004	4,498
営業外収益		
受取利息	17	3
持分法による投資利益	107	96
為替差益	110	—
その他	16	31
営業外収益合計	250	131
営業外費用		
支払利息	5	4
為替差損	—	85
その他	4	10
営業外費用合計	9	100
経常利益	2,246	4,528
特別利益		
貸倒引当金戻入額	—	60
特別利益合計	—	60
特別損失		
固定資産除却損	3	2
投資有価証券評価損	47	57
ゴルフ会員権評価損	—	4
本社移転費用引当金繰入額	29	—
特別損失合計	80	63
税金等調整前四半期純利益	2,165	4,525
法人税、住民税及び事業税	899	1,261
法人税等調整額	29	42
法人税等合計	929	1,303
少数株主利益	20	12
四半期純利益	1,215	3,208

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
売上高	16,905	16,371
売上原価	8,530	8,204
売上総利益	8,374	8,166
販売費及び一般管理費	※1 6,137	※1 6,458
営業利益	2,236	1,708
営業外収益		
受取利息	10	1
持分法による投資利益	60	48
為替差益	180	—
その他	4	14
営業外収益合計	255	64
営業外費用		
支払利息	2	—
為替差損	—	52
その他	1	6
営業外費用合計	4	59
経常利益	2,487	1,713
特別利益		
貸倒引当金戻入額	—	4
特別利益合計	—	4
特別損失		
固定資産除却損	3	0
投資有価証券評価損	0	57
ゴルフ会員権評価損	—	4
本社移転費用引当金繰入額	29	—
特別損失合計	33	61
税金等調整前四半期純利益	2,454	1,656
法人税、住民税及び事業税	785	666
法人税等調整額	1	26
法人税等合計	786	692
少数株主利益	11	7
四半期純利益	1,655	956

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	2,165	4,525
減価償却費	712	949
のれん償却額	10	10
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	24	△649
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△41	△58
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	25	28
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△165	—
本社移転費用引当金の増減額 (△は減少)	29	—
受取利息及び受取配当金	△24	△15
支払利息	5	4
為替差損益 (△は益)	27	65
持分法による投資損益 (△は益)	△107	△96
固定資産除却損	3	2
投資有価証券評価損益 (△は益)	47	57
ゴルフ会員権評価損	—	4
売上債権の増減額 (△は増加)	△304	△271
前受収益の増減額 (△は減少)	△1,046	△695
たな卸資産の増減額 (△は増加)	1,144	△3,292
仕入債務の増減額 (△は減少)	△2,392	3,210
未払消費税等の増減額 (△は減少)	184	65
その他の資産の増減額 (△は増加)	△29	338
その他の負債の増減額 (△は減少)	△607	△538
小計	△337	3,644
利息及び配当金の受取額	24	15
利息の支払額	△5	△4
法人税等の支払額	△439	△1,346
営業活動によるキャッシュ・フロー	△758	2,308
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△732	△655
無形固定資産の取得による支出	△248	△242
投資有価証券の取得による支出	△15	—
敷金及び保証金の差入による支出	△664	△43
その他	0	7
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,660	△933

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	1,440	△810
割賦代金の支払による支出	△201	△69
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△120	△65
配当金の支払額	△432	△432
少数株主への配当金の支払額	△17	△22
財務活動によるキャッシュ・フロー	667	△1,399
現金及び現金同等物に係る換算差額	△27	△65
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,778	△89
現金及び現金同等物の期首残高	7,329	6,363
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 5,551	※1 6,273

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	該当事項はありません。
2. 持分法の適用に関する事項の変更	該当事項はありません。
3. 会計処理基準に関する事項の変更	該当事項はありません。

【表示方法の変更】

当第2四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）及び当第2四半期連結会計期間（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）
該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 また、繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境及び一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合には、前連結会計年度において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）
該当事項はありません。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）
該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、10,591百万円です。</p> <p>2 保証債務 金融機関からの借入金に対する保証債務 関係会社 ㈱放送衛星システム 437百万円</p> <p>※3 当座貸越契約及びコミットメントライン契約 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額 6,000百万円 借入実行残高 — 差引額 6,000</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、10,067百万円です。</p> <p>2 保証債務 金融機関からの借入金に対する保証債務 関係会社 ㈱放送衛星システム 583百万円</p> <p>※3 当座貸越契約及びコミットメントライン契約 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 当座貸越極度額及び 貸出コミットメントの総額 6,000百万円 借入実行残高 810 差引額 5,190</p>

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。 広告宣伝費 2,820百万円 人件費 2,741 代理店手数料 2,588 退職給付費用 72 賞与引当金繰入額 70 貸倒引当金繰入額 66 役員退職慰労引当金繰入額 10	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。 広告宣伝費 2,200百万円 人件費 2,493 代理店手数料 2,523 退職給付費用 102 賞与引当金繰入額 59 貸倒引当金繰入額 49

前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。 人件費 1,334百万円 代理店手数料 1,301 広告宣伝費 1,216 貸倒引当金繰入額 46 賞与引当金繰入額 31 退職給付費用 24	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。 人件費 1,235百万円 代理店手数料 1,232 広告宣伝費 1,401 貸倒引当金繰入額 30 賞与引当金繰入額 25 退職給付費用 69

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日現在) 現金及び預金勘定 5,301百万円 有価証券に含まれる譲渡性預金 250百万円 現金及び現金同等物 5,551百万円	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在) 現金及び現金同等物の期末残高(6,273百万円)と現金および預金勘定は、一致しております。

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当四半期連結累計 期間増加株式数 (株)	当四半期連結累計 期間減少株式数 (株)	当四半期連結会計 期間末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	144,222	—	—	144,222
合計	144,222	—	—	144,222
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

配当金の支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年5月15日 取締役会	普通株式	432	3,000	平成21年3月31日	平成21年6月8日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

放送事業に関するサービスを行う単一事業のため該当事項はありません。

前第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

放送事業に関するサービスを行う単一事業のため該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

本国(日本)以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため該当事項はありません。

前第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

本国(日本)以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため該当事項はありません。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）及び当第2四半期連結会計期間（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）

海外売上高がないため該当事項はありません。

前第2四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）及び当第2四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

海外売上高がないため該当事項はありません。

（有価証券関係）

当第2四半期連結会計期間末（平成21年9月30日）

有価証券の当第2四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

（デリバティブ取引関係）

当第2四半期連結会計期間末（平成21年9月30日）

デリバティブ取引の当第2四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

（ストック・オプション等関係）

当第2四半期連結会計期間（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 152,031.47円	1株当たり純資産額 133,087.45円

2. 1株当たり四半期純利益金額

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額 8,425.46円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 22,247.08円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
四半期純利益(百万円)	1,215	3,208
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,215	3,208
期中平均株式数(株)	144,222	144,222

前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額 11,481.25円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 6,628.76円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
四半期純利益(百万円)	1,655	956
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,655	956
期中平均株式数(株)	144,222	144,222

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)
該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)
該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月13日

株式会社WOWOW

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神 尾 忠 彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原 科 博 文

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社WOWOWの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社WOWOW及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月10日

株式会社WOWOW

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神尾忠彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原科博文

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社WOWOWの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社WOWOW及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。